

(小中学校の設置者に対する教科用特定図書等の無償給付)
 第十条 国は、毎年度、小中学校に在学する児童障害その他の障害のある児童及び生徒が検定教科用図書等に代えて使用する教科用特定図書等を購入し、小中学校の設置者に無償で給付するものとする。

(契約の締結)

第十一条 文部科学大臣は、教科用特定図書等の発行をする者と、前条の規定により購入すべき教科用特定図書等を購入する旨の契約を締結するものとする。

(教科用特定図書等の給付)

第十二条 小中学校の設置者は、第十条の規定により国から無償で給付された教科用特定図書等を、それぞれ当該学校の校長を通じて、当該学校に在学する児童障害その他の障害のある児童又は生徒に給付するものとする。

2 学年の中途において転学した児童障害その他の障害のある児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用特定図書等は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給付しないものとする。

(都道府県の教育委員会の責務)

第十三条 都道府県の教育委員会は、政令で定めるところにより、教科用特定図書等の無償給付及び給付の実施に関し必要な事務を行うものとする。

(給付の完了の確認の時期の特例)

第十四条 第十一条の規定に係る契約に係る政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第四条第一号に掲げる時期については、同法第五条第一項中「十日以内の日」とあるのは、「二十日以内の日」と読み替えて同項の規定を適用する。

(政令への委任)

第十五条 第十条から前条までに規定するもののほか、教科用特定図書等の無償給付及び給付に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 標準教科用特定図書等の円滑な発行の確保

(標準教科用特定図書等の必要数の報告)

第十六条 市町村の教育委員会並びに学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、次に掲げる標準教科用特定図書等の需

要数を、文部科学省令で定めるところにより、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

一 小中学校について採択された検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等であつて、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているものうち、小中学校に在学する児童障害その他の障害のある児童及び生徒が当該検定教科用図書等に代えて使用するもの

二 特別支援学校の小学部及び中学部並びに小

学校及び中学校に置かれる特別支援学級について学校教育法附則第九条に規定する教科用図書として採択された標準教科用特定図書等であつて、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているもの

2 都道府県の教育委員会は、前項各号に掲げる

標準教科用特定図書等の都道府県内の需要数を、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。

(標準教科用特定図書等の発行の通知等)

第十七条 文部科学大臣は、前条第二項の規定による報告に基づき、標準教科用特定図書等の発行を予定している者にその発行をすべき標準教科用特定図書等の種類及び部数を通知しなければならない。

2 文部科学大臣は、必要に応じ、前項の通知を受けた者に対し報告を求めることができる。

(事務の区分)

第十八条 第十六条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務及び同条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成二十一年度において使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適用する。

(検討)

第二条 国は、高等学校において障害のある生徒が使用する教科用拡大図書等の普及の在り方並びに特別支援学校に就学する児童及び生徒について行つ援助の在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成二十一年法律第八十一号)

(著作権法の一部改正)

第四条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の二の見出し中「複製」を「複製等」に改め、同条第一項中「弱視の」を「視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な」に、を拡大して「を」の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により」に改め、同条第二項中「文字、図形等を拡大して」を削り、「図書」を「図書その他の複製物(点字により複製するものを除き)」に、教科用拡大図書」を「教科用拡大図書等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成二十一年法律第八十一号)第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録(同法第二条第五項に規定する電磁的記録をいう)の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

第四十七条の四及び第四十九条第一項第一号中、「第三十三条の二第一項」を、「第三十三条の二第二項若しくは第四項」に改める。

(罰則についての経過措置)

第五条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

総務大臣 増田 寛也
 財務大臣 額賀福志郎
 文部科学大臣 渡海紀三朗
 内閣総理大臣 福田 康夫

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年六月十八日

内閣総理大臣 福田 康夫

法律第八十二号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

目次

前文

第一章 総則(第一条―第六条)
 第二章 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障(第七条―第十三条)
 第三章 社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助(第十四条―第十七条)
 第四章 名誉の回復及び死没者の追悼(第十八条)

第五章 親族に対する援護(第十九条―第二十条)

附則

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病患者であった者等が地域社会において平穩に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成十三年六月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表することとした。この法律に基づき、ハンセン病患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講ぜられているところである。